

心豊かでたくましい宮っ子を
よりよく育む学校教育制度の在り方

～地域学校園における小中一貫教育を目指して～

提言

(素案)

平成19年12月

学校教育制度に関する懇談会

目 次

はじめに	1
I 本市学校教育改革の視点	2
1 今後の義務教育の在り方	
2 本市が目指す学校教育 —5つの視点—	
II 本市学校教育への提言	5
1 改革の骨子	
2 学校教育制度に係る具体的提案	
(1) 小中一貫教育制度と地域学校園	
(2) 宮未来フロンティア制度	
III 学校教育制度の推進にあたって	18
IV 付帯意見	19
○参考「小中学校を取り巻く現状と課題」	20
○資料	26

はじめに

資源の少ない我が国において、最も大きな資源は「人」であり、先人からの素晴らしい技術や伝統などを継承することで、世界に誇れるテクノロジーや文化をもつ国となることができた。しかしながら、21世紀社会は、少子化や高度情報化をはじめ、アジア圏の経済発展による経済のグローバル化、自然環境の悪化など、我々がかつて経験したことのない大きな社会変化や課題に遭遇することが予想される。

また、近年の新自由主義の旗の下に行われた民間活力の波は、効率化やサービスの向上をもたらす一方、強者と弱者を明確に色分けする格差社会の一因となり、教育においても、親の所得格差が子どもの教育格差として現れないかなど、格差の固定化が懸念されている。

このような中、宇都宮市においては、全ての市民がこのような社会変化や課題に対して、他と協力しながら前向きに課題を解決し、主体的に生きる「人づくり」の取組が進められている。今後、この「人づくり」をより一層推進するためには、すべての子どもたちに人格の形成を目的として行われる義務教育の質の向上と改善を図ることが極めて重要である。

本懇談会は、宇都宮市教育委員会の委嘱を受け、宇都宮市立小中学校をめぐり諸課題を解決するための方策や今後の小中学校教育の在り方等の検討を行うために設置され、平成18年10月から20名の委員が本市学校教育の在り方について議論してきた。地方分権の進展に伴い、各自治体では地域の実態に即した教育を展開するための新たな仕組み等を構築することが求められている。

本会においては、このことを踏まえて、次代を担う「宮っ子」が、社会変化に主体的に対応し、心豊かでたくましく生き抜くために子どもたちがよりよく生きるためにはどのような力が必要なのか、その教育を実現させるためには、どのような制度が必要なのかなどをテーマに、8回の会議において小中一貫教育と地域学校園、本市学校教育の水準向上を目指す制度等について検討を重ねた。

この提言をまとめるに当たっては、学校や社会の現状を踏まえながら、昨今の流行に振り回されることなく、常に公教育の本質に立ち返り検討を重ね、できるだけ具体的な提案となるように努めた。この提言が、宇都宮市が策定する学校教育制度の構築に十分活用され、21世紀の郷土はもとより、わが国、国際社会の発展に貢献する「未来を生きる宮っ子」を育む学校教育の実現に資することを願っている。

学校教育制度に関する懇談会
会 長 太田 周

I 本市学校教育改革の視点

1 今後の義務教育の在り方

- 義務教育制度は、全ての国民に「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者としての必要な資質の育成」を図る最も組織的かつ重要な制度であり、戦後日本の発展のため、人材育成に大きな成果をあげてきた。しかしながら、価値観の多様化など社会環境の変化を背景に、個人の資質や能力の伸長に重点を置くあまり、過度に個性を重視する教育が展開される傾向にあった。
- このため、義務教育の直接的責任を担う市区町村教育委員会においては、今一度、誰もが身に付けるべき資質や能力を明らかにし、その資質や能力を十分に身に付ける教育を展開することが求められている。
- このようなことから、本市教育委員会においては小中学校を取り巻く現状と課題¹を十分に踏まえ、義務教育の在り方を見直すとともに、保護者の経済力、思想信条等に選別されることなく、本市に在住する全ての子どもが通学できる公立学校を監督する組織としての使命と責任の自覚を深め、本市にふさわしい学校教育制度を構築することが必要である。
- そのため、本市においては、今後とも個人の資質や能力の伸長を目指すために、全ての子どもを生きる主体としてとらえ、生きていく上で必要とされる知識や技能はもとより、自分らしく生きるため思考力、判断力、自己の「夢」を実現できるための社会的、職業的な素養などを義務教育の段階において十分に身に付けることが重要である。
- また、社会の中でよりよく生きる資質や能力の育成をより一層充実させるため、地域に根ざした教育を展開したり、様々な人間とのかかわりを深められるようにするなど、公立学校のよさを生かすことで、他人や自然、集団と豊かにかかわりながら、社会でよりよく生きるための術や心などを身に付けることが重要である。
- 本市においては、次の5つの視点により、小学校6年、中学校3年の計9年間において、児童生徒誰もが身に付けるべき力を確実に習得できる学校教育を推進していく必要がある。

¹ 小中学校を取り巻く現状と課題については、P20を参照

2 本市が目指す学校教育 ― 5つの視点―

(1) 基礎学力の定着と体力向上を図る学校教育

- 学力格差などが懸念される中、宇都宮市の児童生徒のほとんどが通学する公立小中学校において、「基礎学力の定着」と「体力の向上」を図ることは極めて重要である。
- このため、本市においては、国語、算数・数学などをはじめとした基本的な生活能力の基礎となる知識や技能はもとより、社会生活を営む上で必要な思考力・判断力・表現力、さらには、今後の国際社会に必要不可欠な力である国語や英語などによるコミュニケーション力の定着、IT 活用力などを、義務教育9年間の発達段階に応じた適切な指導により、確実に習得できる学校教育を展開する必要がある。
- また、健康・体力についても、小中学校間の連携を密にし、一人一人の発達段階に応じながら健康の保持増進のための実践力を育成するとともに、計画的・系統的に体力向上を図る学校教育を展開する。

(2) 豊かな心を育てる学校教育

- いじめ、規範意識の低下などの問題が指摘されている中、学校教育において豊かな心を育むことは大変重要であり、さらにこのことは、子どもが、国際化の進展やより一層の価値観の多様化等が予想される今後の社会をよりよく生きるために必要不可欠である。一方、児童生徒は少子化の中で、家庭における兄弟姉妹によるかかわりなどから、各々の人間がもつ豊かな心を学ぶことは、現在極めて困難な状況である。
- このため、本市においては、学校における児童生徒の交流や様々な教育活動を通して発達段階に応じた適切な道德教育を実施する。また、体験学習や異年齢による交流学習をより一層推進することにより、人間のよさや自然の美しさ、生命の尊さなどについて実感をもって理解できるようにし、思いやりの心やルールの大切さ、未来に対する夢や希望などを育む学校教育を展開する。

(3) 人や社会とかかわる力を育てる学校教育

- 少子化、高度情報化が進展する中、コミュニケーション力を育成し、マナーや人間関係を形成する力の向上など社会性の基礎を育むことは、今後の社会をたくましく生き抜く上で大変重要である。
- このため、本市においては、家庭、地域、異種学校との連携を図るなどして、友

人はもとより、地域や企業人、外国人、高齢者など、様々な人と触れ合う活動に取り組む必要がある。このことによって、異なる文化や生活習慣の違いを互いに尊重し共に生きようとする態度と自律心を身に付けるとともに、社会参加体験や自然体験などを通して協力・協同の精神、社会生活をする上で必要とされる社会性の基礎を確実に身に付けさせる学校教育を展開する。

(4) 子どもの「よさ」を伸長する学校教育

- 今後の社会をよりよく生きるために身に付けなくてはならない豊かな人間性、社会性などを養うために、子ども一人一人の「よさ」を生かし伸ばす学校教育を展開することは、学習意欲の面からも、また児童生徒の自己実現を図る観点からも極めて重要である。
- このため、本市においては、子どもたちが「夢」を実現できるよう、小中学校9か年の長いスパンに立ち、子どもの「よさ」を多くの教員が見取り、自己実現の意欲を喚起しながら子ども一人一人に自信をはぐくむとともに、発達段階に応じた適切な指導を充実し、継続的に子どもの「よさ」を伸長する学校教育を展開する。

(5) 職業人としての基礎を育む学校教育

- 子どもたちには、将来、自己の「夢」の実現や自己の生計を立てることなどを目的に、社会の中で「働く」という義務の自覚を深める必要がある。また、社会に貢献するためには、職業人として必要な資質や能力、専門性が備わることが求められており、近年の産業、経済の構造的な変化や雇用の多様化等を背景として、子どもたちの進路をめぐる環境は大きく変化している。
- このため、本市においては、将来自らの生活の基盤となり、生計を支え、生きがいにもつながる職業や勤労の在り方について、学ぶ意欲を高めながら小中学校から系統的に学べるよう、インターンシップ活動などを取り入れ、地域、企業との連携を密にししながら子どもの発達段階に応じたキャリア教育²を継続的に推進する学校教育を展開する。

² 望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

Ⅱ 本市学校教育制度への提言

- 本市が目指す学校教育を具現化するためには、現在まで不断に行われてきた教育内容や指導方法の改善だけでは、十分な解決は望めない状況にあることから、このような改善に併せて、本市の未来を生きる「心豊かでたくましい宮っ子」をよりよく育むため学校教育制度の構築が必要である。
- このような学校教育制度を構築するにあたっては、本市における人づくりの指針「宮っこ未来ビジョン」に基づいた発達段階に応じた教育の展開や地域の教育資源を生かした教育の充実という視点が必要である。したがって、現在まで、小学校と中学校などそれぞれの段階において行われていた教育を、また、地域の教育機関等において独自に行われていた教育を「つなぐ」ことが重要である。
- そのためには、全ての子どもに対し、より一層の基礎学力の定着や十分な学校生活適応を目指すとともに、幅広い年齢との交流活動、地域の教育資源活用などにより、思いやりや社会性の育成、将来に対する夢や希望と自分の生き方に対する考えの深化を図るなど、義務教育9年間を一体的にとらえた学校教育制度が必要である。
- また、学校教育は、経済社会の進展や学問、科学技術の発展に適切に対応していく必要があり、今後、本市においても、現在では予想もつなかい社会変化に遭遇することも十分に考えられるため、未来に向けた学校教育を「創る」ことが重要である。
- このため、どのような状況にあっても、「心豊かでたくましい宮っ子」を育むため、先見的に社会状況を分析し、本市ならではの義務教育の水準向上を目指す新たな学校教育制度の構築を検討する必要がある。

1 改革の骨子

(1) 学力向上と学校生活適応を目指す全小中学校を対象とした教育制度の構築

【一貫教育制度と地域学校園】

- 学習内容の定着や学校適応に係る課題の一因が、小学校と中学校の教育内容や指導方法の違いにあることから、「学校生活適応」「学力向上」などを目指し、発達段階に応じた適切な指導を徹底する一貫教育制度を導入する。本市一貫教育制度においては、学習内容や指導方法をひとまとまりにとらえ、それらの系統性を図りながら、子どもの発達段階に応じたきめ細かな教育を展開する必要がある。
- 地域ごとの特色ある教育資源を十分に活用できる「地域学校園」を設置し、地域との連携を十分に図りながら小中一貫教育を展開する必要がある。

(2) 本市学校教育の水準向上を目指す先駆的研究の推進

【宮未来フロンティア制度】

- 本市の実情に応じた教育研究を先駆的に進め、その成果を本市学校に還元することを目的とした宮未来フロンティア制度を導入する必要がある。このため、本市の実情に応じた研究を進める学校を宮未来フロンティア校として指定する。この学校は、今後の教育課題への対応を目指した研究開発校や9年制教育学校、特別支援教育パイロット校などが考えられる。

心豊かでたくましい宮っ子をよりよく育む学校教育制度

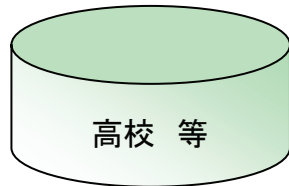
学力向上と学校生活適応を目指す全小
中学校を対象とした教育制度の構築

本市学校教育の水準向上を目指す先
駆的研究の推進

小中一貫教育制度

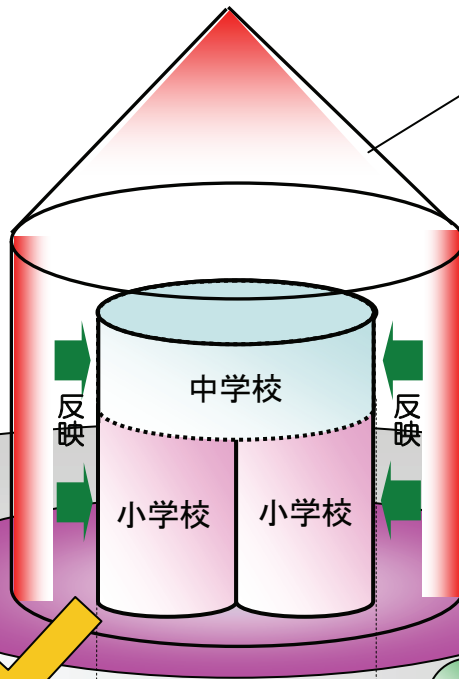
宮未来フロンティア制度

教育内容を【つなぐ】



新たな宇都宮市の教育を
【創る】

宮未来
フロンティア制度



小中一貫教育制度
—地域学校園—

教育資源を
【つなぐ】

地域
スポーツクラブ

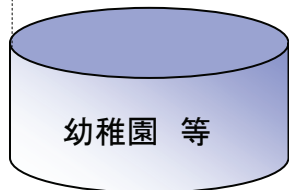
高校



博物館

大学

企業



2 学校教育制度に係る具体的提案

(1) 小中一貫教育制度と地域学校園

ア 小中一貫教育制度の目的

- 本市では、地域に開かれ地域に密着した学校の中で、子どもが、社会の一員としての基礎・基本を身に付け、自らを高め、社会の中でたくましく生きる力などを育成してきた。今後は、小中学校間はもとより、幼稚園、高等学校等との円滑な連携により、ギャップ³解消を図るなどして、全ての子どもが十分に学校生活適応や学力向上を図る教育制度が必要である。また、生きる主体としての子どものチャレンジ精神を十分に育みながら、発達段階に応じた教育を実践することが必要である。
- また、地域の人とかかわる活動を豊富に取り入れることにより、地域を愛する心、社会性などの豊かな人間性を十分に育むとともに、地域の実情や子どもの実態に応じた教育内容、指導方法を開発することで、一層の学力向上や学校不適応の解消を図ることが必要である。
- このことから、本市小中学校においては、子どもの学校生活適応を図るとともに、義務教育9年間を通して基礎的基本的な力を身に付け、一人一人がもつよさや可能性について、きめ細かに見取り指導支援していくことで、今後の変化の激しい社会を心豊かにたくましく生き抜く基礎を培う「一貫教育制度」が適切である。
- この一貫教育制度により、次のことが可能になることを期待している。

- ◆小学校と中学校の学力観・指導観を共有する教育を展開により、漢字・計算などの基礎基本の着実な定着、社会生活を営む上での思考力・判断力などの学力と健康増進のための実践力を育成する体力向上を図る。
- ◆社会体験や自然体験など子どもの発達段階に応じた適切な体験学習等の系統的な展開により、社会性や規範意識、道徳性の育成を図る。
- ◆異学年や地域の人々との交流などにより、社会性の基礎となる発達段階に応じたコミュニケーション能力の育成を図る。
- ◆小学校間、小中学校間の十分な連携により、学校不適応（いじめ、不登校等）の減少を図る。
- ◆小中学校9年間を通じた複数教員による見取りにより、児童生徒の一貫した「よさ」の伸長を図る。
- ◆職場見学や職業体験などを生かした系統的なキャリア教育により、勤労観・職業観の育成を図る。

³ ギャップの詳細については、P22 参照

- 一貫教育制度は、義務教育9年間を4年、3年、2年など、子どもの発達段階に応じて時期を分け、子どもが各時期に身に付ける力を明らかにする。また、その時期にふさわしい「基礎期」「活用期」「発展期」など名前をつけることで、子どもの学習に対する意欲や目的意識を高めるようにすることが必要である。
- まず、「基礎期」においては、漢字や計算など反復練習を繰り返し行うなどして、基礎基本の定着を図ることが重要であり、「活用期」においては、身に付けた基礎基本を生かしながら、体験と理論の往復により概念等の構築を図るとともに、論理的な思考を深めることが大切である。また、「発展期」においては、学習した内容を自らの生き方と関連づけるなどして、将来への希望や社会の中でよりよく生きることができる自信を育むことが重要である。
- 一貫教育制度において、子どもが到達目標を達成していないと教師が判断した場合は、夏休みや放課後など様々な機会をとらえ、時間と場を確保して個別に指導をするなど、フォローアップできる仕組みを構築する必要がある。また、学力定着を目的とした再履修できる仕組みを検討する必要がある。
- また、特別な支援が必要な児童生徒に対しては、その子の「よき」を最大限に伸長する観点から、積極的に特別支援教育を受けさせることができる仕組みを検討する必要がある。
- 本市教育委員会においては、本市に在住する全ての子どもが通学できる公立学校において一貫教育制度を導入することにより、子どもが社会の中で生きる力を十分に身に付けられるようにし、教育行政としての責務を全うすることが必要である。

イ 全小中学校で取り組む小中一貫教育 ―学力向上と学校生活適応―

- 本市においては、学校教育全体の質の向上を図るという目的を踏まえた全小中学校で取り組む小中一貫教育を展開し、全市で展開する小中一貫教育の基礎をつくる必要がある。

【教育内容】

- 基礎学力の定着を図るため、9年間の系統性が比較的強く、生きる力の根底としての基礎基本となる教科である国語、算数・数学において、学習内容を工夫した上で、本市のモデルプランを作成し、教育内容の系統化を図る必要がある。また、全ての児童生徒が「できた」という喜びを味わえるようにし、学習意欲を高めるとともに、学習習慣を身に付けるため、朝の時間、放課後等を効果的に利用して漢字・計算などの定着に努める。
- 健康の保持増進と体力向上を図るため、様々な学校教育活動と関連を図った体育科授業の充実を図る。
- 9年間を通して宮っ子として求められる規範意識や公共心などの道徳性を育むため、現行において週1時間実施されている道徳の時間の充実と、この時間と関連を図る体験活動を位置づけた道徳教育を展開する必要がある。また、道徳的実践力を高めるため、様々な学年の児童生徒や地域の人々と交流する場を設ける。
- 今後の社会を心豊かに生きるコミュニケーション力の育成を図るため、日本語や英語などによる表現力の育成を図る「会話科」、音声によるコミュニケーションを重視し、実際の会話で役立つことを学ぶ「英会話」の授業を展開する。
- 社会人として必要な職業観、勤労観を育むため、現在中学校2年生で実施されている「宮っ子チャレンジ」の成果等を生かし、総合的な学習の時間や社会科など各教科等における体験活動、企業との連携によるインターンシップ活動を中核としたキャリア教育を推進する。

【指導方法】

- 学力の向上を図るため、児童生徒の実態や各教科の内容に応じて習熟度別学習を取り入れ、子ども一人一人に対応した補足的な学習や発展的な学習を行う。
- 多面的に子どものよさや可能性を見取り伸ばすため、教員の専門性や得意分野を生かした「教科担任制」を、各小学校の実態に応じて柔軟に導入する。このため、小学校教員も自らの専門性を磨き、9年間を見通した教科の目標や内容を系統的に分析するなど、自らの資質向上が必要である。
- 学力の向上や子ども一人一人のよさや可能性の伸長を図るため、小学校における中学校教員の専門性を生かした授業や、中学校における小学校教員とのTTの授業など、小中の定期的な授業交換を行うなどして、9年間を見通した適切な指導を展開する。
- 会話科や英会話の授業において、音声によるコミュニケーションを重視したり、実際の会話で役立つことを学ぶことができるよう、小学校へのALT配置を検討する。
- 将来に対する夢や希望を育むため、高等学校の教員による出前授業や高校生との交流授業など、高等学校との連携を図った高度で専門的な授業を行う必要がある。
- 小中学校9年間を見通した十分な学校生活適応のため、中学校に複数の生徒指導担当教員配置の検討をし、小学校への定期的派遣により、児童生徒の情報交換はもとより、一人一人に応じた適切な指導を行う。
- 子どもの社会的自立を目指し、一人一人の成長を大切にした教育を展開するため、小中学校の特別支援教育の充実はもとより、小中学校間の連携を充実できるよう、特別支援教育担当者の小中学校配置を検討する。
- 子どもの心の悩みやいじめ、不登校の低年齢化に対応するため、現在、全中学校に派遣されているスクールカウンセラーの小学校派遣を充実を検討する。

- 社会性や思いやり，夢と希望などを育み，人間関係形成力を育成するため，小中学生の交流活動や縦割り活動等，異年齢交流活動を豊富に取り入れる必要がある。

- 学習態度や生活習慣の基礎基本を身に付けられるよう，生活科などにおいて幼保小の連携した授業を展開する必要がある。また，中学生が幼稚園や保育園において交流活動を行うなど，幼保中の連携も積極的に行う必要がある。幼保小中の教員は，相互の情報交換を密にし，学習活動や学校生活全般にわたる子どものよさや可能性を多面的に見取り，一人一人に対する指導支援の方向性を明らかにする。

ウ 地域に根ざした小中一貫教育 —地域学校園—

- 本市は、市域が広大であるため、地域ごとに、地理や歴史、産業等において、様々な特色がある。このような特色を社会科や理科、総合的な学習の時間など本市小中一貫教育の中に十分に活かしていく必要がある。
- このため本市においては、中学校学区を中心にした25地域に分け、人や物、施設などを活用しながら、地域の実情に応じた最適な教育を展開する必要があり、この中学校学区を中心とした地域を「地域学校園」とすることが適切である。
- 地域学校園においては、小中学校を中心として、同校種間の連携や異種学校間の連携、地域の教育資源の活用などにより義務教育を推進するためのネットワークを作り、質の高い教育を実現する必要がある。地域学校園においては、このようなネットワークを生かして、地域の実情に応じた教育内容や指導方法を開発する必要がある。

【教育内容】

- 各種調査結果や地域環境を生かすなどして、地域の特性に応じた教育内容を開発する必要がある。
- 地域の英知を生かした共同カリキュラム開発により、多様で特色ある教育活動による基礎基本の着実な定着、学びの継続性を確保する必要がある。

【指導方法】

- 地域人材などを生かすなどして、地域の実情に応じた指導方法を開発する必要がある。
- 地域学校園ネットワークにより、学校規模によらない教育力の維持と他教育機関との連携協力による指導体制を充実させる必要がある。

(2) 宮未来フロンティア制度

ア 宮未来フロンティア制度の目的

- 義務教育においては、公立学校教育を管轄する市区町村教育委員会が、地域の実情に応じ、主体的に学校教育の質を高めていく必要がある。
- そのために、本市においては、義務教育に対するニーズ⁴を的確に把握するとともに、グローバル化や人口減少社会の進展など今後の社会情勢を先見的に分析し、本市の未来を生きる宮っ子をよりよく育むため、本市自らが主体的に学校教育の水準向上を図ることが求められる。また、本市においても外国人労働力の活用が求められることから、その子女が母国の伝統や文化を尊重しながらも、日本の生活に十分に適応できる教育も試行する必要がある。
- このため、本市の実情に応じた学校教育を先駆的に研究する学校を設置し、この学校の研究成果を市内各小中学校に反映させ、実践による成果を十分に検証して新たな研究につなげるという循環を創る本市独自の研究開発制度である「宮未来フロンティア制度」の構築が必要である。

⁴ 地域の教育を展望する教育ニーズと市民ニーズを合わせたもの

イ 宮未来フロンティア校の具体

- 宮未来フロンティア制度においては、特区申請などによる現行基準によらない研究を可能とした「宮未来フロンティア校」を設置する必要がある。
- 宮未来フロンティア校で取り組む内容は、複数の教科等を統合したり、教科等の教育内容の連携を図る新たな教育活動や小中一貫教育、特別支援教育における研究などが考えられる。
- このような学校における研究開発の成果は、研究発表会や研究報告書、研究開発校の教師による出前授業、交流会実施、実地研修の実施等により、全小中学校に反映させる必要がある。

【研究開発校】

- 本市の実情に応じた学校教育の方向性を先駆的に研究する学校を、研究開発校として公募方式などを活用して指定する必要がある。
- 「宮っこ」として必要な市民的資質や自立的な態度、社会参画意識の高揚を目的とした、社会科、総合的な学習の時間、道徳、特別活動を統合した「宮っこシチズンシップ教育」、美しいものに感動する感性を磨き、芸術や文化による自己表出を目的とした、音楽、図画工作・美術、書道などを統合した「芸術文化教育」の研究などの検討が必要である。このような教育は、地域の教育資源を十分に活用し、きめ細かい指導を展開している小規模校での導入が考えられる。また、現在、「会話科」の研究開発を行っている小規模特認校における少人数学級にふさわしい教育研究の在り方についても、併せて検討する必要がある。
- また、教科間の連携を図りながら、人やモノを大切に作る心や態度や社会的実践力を養うため、本市が全国に発信している「もったいない運動」と関連づける環境教育、また、正しい日本語を学び、学んだ日本語を活用した論理的対話力の育成や外国の人や文化との交流を通して国際的コミュニケーション力の定着を図る国際理解教育などの研究などの検討が必要である。
- 不登校等、学校生活不適応児童生徒の人間力を向上させるため、現在行っている教職員の家庭訪問指導に加え、Eラーニングシステムの構築が必要である。

【9年制教育学校】

- 本市が推進する小中一貫教育についての先駆的研究を実施するため、教育のシステムを統一した小中一貫教育を実施し、コミュニケーション力の伸長や多様な表現力、社会性を育成する学校が必要である。
- 本市においては、9年制教育学校の施設がないため、幅広い学年が共同で生活できるための施設の在り方などを十分に検討し、市内の適地に学校を建設する必要がある。

【特別支援教育パイロット校】

- 障がいのあるなしにかかわらず、それぞれの「よさ」や努力を認め合う共生・共育の教育理念の実現を図り、特別支援教育の先駆的な研究を展開する学校が必要である。

ウ 宮未来フロンティア校の展開

- 宮未来フロンティア校を設置することは、市内小中学校の特色ある学校づくりを推進し、児童生徒や保護者にとっては、通学できる学校が増えることにつながる。このような宮未来フロンティア校を設置するにあたっては、本市では地域に根ざした「地域の学校」を目指していることから、地域性や交通事情等、市内各地域の実情等を十分に踏まえるとともに、教育の機会均等を図る目的から、学区外からも通学できる受入枠を設けるなど、研究開発機能をもつ学校の在り方を総合的に検討する。また、学校の設置数については、当面はモデル校の成果や課題を十分に見極めた上で増設を検討する。
- 本市においては、各地域に小中学校を設置しているが、宮未来フロンティア校については、教育委員会のもつ中長期的ビジョンのもと、義務教育のニーズはもとより、地域性や学校施設設備を勘案して計画的に指定する必要がある。また、市域が広大である本市において、児童生徒が教育を受ける公平性の観点からの地理的条件等も検討し、次のような観点から学校を指定する必要がある。

【義務教育のニーズ】

- 地域の特色や義務教育のニーズを十分に把握する。
- 児童生徒数の学力調査、実態調査等、各種調査を的確に分析し、本市学校教育の課題を明らかにする。

【地域性】

- 幼稚園、高校等の教育機関、企業、大学等の研究機関、福祉施設等、地域における機関や施設の活用を考慮する。
- 学校の歴史、伝統、地域行事や地域コミュニティ活動を考慮する。
- その他、公共交通機関の整備状況、自然環境等の地理的条件はもとより、地域の開発計画などを勘案し、将来を見通した地域性を十分に考慮する。

【学校施設設備】

- IT 教室や作法室、校庭、体育館など既存の学校施設を十分な活用を考慮する。
- 宮未来フロンティア校設置にあたっては、学校の希望などを十分に把握し、学校が主体的に研究に取り組めるようにする必要がある。
- 宮未来フロンティア校の通学区域については、これらの学校が公立の教育機関であることから、公平公正の観点から通学区域を検討する必要がある。このため、今後、宮未来フロンティア校の設置にあたり、通学区域の弾力化の導入についても検討する必要がある。

Ⅲ 学校教育制度の推進にあたって

小中一貫教育制度や宮未来フロンティア校制度を推進するにあたって、次のような課題が考えられる。

1 教職員の資質向上

- 教職員には修士課程やTESL, 心理療法士の取得など様々な資格取得を促進するとともに、教職員のより一層の専門性を高めるための研修が必要である。資格取得や充実した研修のための人的財政的な支援が必要である。

2 教職員の人事権移譲

- 人事権移譲を早期に実現し、本市学校教育にふさわしい教職員を採用し、市独自の研修により十分な資質や能力を育成していく必要がある。

3 人的配置の推進

- 小中一貫教育推進のためのコーディネーター, 会話科, 英会話指導のためのALT, 教育相談のためのスクールカウンセラー, 教科担任制や習熟度別学習を推進するための指導助手, さらに学校ボランティアの活用なども必要である。

4 小中一貫推進体制の整備

- 教育内容や指導方法の見直し, 教育課程の編成, 人事異動のシステム構築などを推進するための司令塔的組織が必要である。また, 地域学校園にも, 小中一貫教育を推進する協議会が必要である。

5 市内教員の異動システムの構築

- 9年間を通して子どもの発達段階に応じた指導を展開するためには, 小中学校の教員が子どもや教育に対して共通の考えをもつことが不可欠であり, 教員が小中学校間を異動できるシステムを構築する必要がある。

6 9年制教育学校の整備

- 9年制教育学校の設置場所, 地域住民の合意形成, 施設整備の在り方などの検討が必要である。

7 関係機関との連携

- 県教育委員会や市内の教育機関との連携を十分に図りながら, 教育活動を展開することが必要である。また, 地域の大学等との十分な連携が必要である。

8 学校評価

- 小中一貫教育を評価するための学校による自己評価, 関係者による評価, 組織による評価など, 総合的に学校評価を展開する必要がある。

IV 付帯意見

- 今後、本市においても、外資系の企業の進出に伴う外国人労働力の参入が予想されることから、施設や学校等を活用したインターナショナルスクールが必要である。この学校においては、外国人児童生徒に対する公民的資質の基礎を養うとともに、本市学校教育との交流を積極的に展開することで、本市の子どもたちに共生の精神を養う必要がある。
- 現在の学校教育は、教員の資質に支えられているところが多いため、教員を支えるシステムを構築する必要がある。また、これを機会に校長の仕事の見直しや学校事務の一元化など、学校業務の見直しが必要である。
- 小中一貫教育を中心として、幼保小の連携や中高の連携も推進する必要がある。この時、異種学校間の教員の交流等を積極的に推進し、それぞれの学校において、子どもの発達段階を十分に理解した教育の展開が必要である。
- 小中学校の教員の多忙によるストレス感を解消するためのメンタルヘルスなども必要である。学校教育制度を具現化するためには、教師の楽しさを失わないような改革にする必要がある。
- フリースクール、チャータースクールを視野に新たな教育の場が必要である。また、教育活動充実のための学校支援ボランティアなどの活用も必要である。
- 学校は地域活動との協力が必要であり、地域での学習や親学なども必要。地域で暮らすという視点からも社会性を育むことが必要であり、障がい者や高齢者にどう対応したらよいかを考えていくことが必要。
- どのような先生が小中一貫教育を展開しやすいのか、社会実験が必要。教員の資質や相性などの問題があり、先生一人一人に適した学年に配置することも必要。
- 小中一貫教育の研究開発は、施設分離型で行い、分離型でよい結果が出たならば、それを全市に反映させていくなどのステップが必要である。9年制教育学校は、職員室を1つにして、日常的な情報交換の中で相互理解が必要である。
- 地域学校園の「地域」の範囲を明らかにし、小学校区と中学校区が一致しない地区における小中一貫教育の展開の在り方の検討する必要がある。

【参考】 小中学校教育を取り巻く現状と課題

1 小中学校教育を取り巻く社会環境

(1) 社会環境の変化

【少子化（学校規模の格差）】

- 少子化の進行により、小学校では昭和57年、中学校では昭和62年をピークに児童生徒の人数が平成18年度は約6割に減少し、今後は微増の見通しである。また、この少子化に加え、市内における都市開発の影響により、学校規模の格差が拡大することが予想される。さらに、小規模校では、一人一人に応じた適切な指導が可能になるなど、小規模校ならではのよさがある一方、切磋琢磨の機会が減少するなどの課題がある。
- このため、学校の特色化を推進するとともに、学区の見直しを行うなどして、多くの人々との触れ合いにより、子どもの社会性を育成する仕組みが求められている。

【高度情報化】

- 平成17年度の宇都宮市の情報化の現状調査によると、市民のインターネット普及率は67.2%、その中でもブロードバンド環境を利用している市民は84.9%に上り、市民生活にインターネットが深く浸透している。また、利用する情報端末として、パソコンの保有率が72.9%、携帯電話の保有率が90.3%と、パソコンや携帯電話の保有も増加している。
- このため、児童生徒の情報活用能力の育成と情報モラルをより一層向上させる教育に取り組むとともに、学校において情報教育環境を十分に整備し、情報に対するアクセス格差の是正を図る必要がある。また、情報教育に偏ることなく、会話科の導入など対人コミュニケーションを大切に、人間関係構築力を育成する必要がある。

【国際化】

- 本市においては、国際化の進展に伴い、現在、外国人の登録者が7000人を超え、市内小中学校において外国人児童生徒は200人以上在籍しており、帰国子女も増加傾向にある。また、学校教育において、英語力の基礎となるコミュニケーション力育成についての意識が高まり、国際理解教育の一環としての英語活動を行う小学校が増加している。
- このため、外国人や海外生活を経験したことのある人材を活用するなどして異文化理解を進め、国際共通語としての英語力の基礎を身に付けるとともに、実践的なコミュニケーション力を培う必要がある。

【社会の階層化】

- 学力の二極化が進んでおり、その一因として、保護者の所得格差があると考えられている。また、所得の差が教育費の格差につながり、教育の格差拡大と固定化が懸念される。
- このため、市立小中学校において、すべての児童生徒に確実に学力向上を図る仕組みが求められている。

【若年失業者の顕在化】

- 義務教育からの不登校やひきこもりに起因すると思われる若年失業者や労働力需給のミスマッチにより、高校卒業後に進学も就職もしない生徒の顕在化など、若者の将来の職業生活に対する意識が希薄化している。また、市民は、学校教育において勤労観・職業観を育成する教育を十分に展開していないと考えている。
- このため、義務教育の段階から将来の社会生活の基礎となる職業観、勤労観の育成を図る必要がある。

(2) 義務教育に対するニーズの多様化

- 公立小中学校教育に対する責任を担うのは、各市区町村であり、その市区町村は、当該地域における教育の実情を十分に分析し、今後、地域の教育に求められるニーズを把握する必要がある。また、その市区町村に居住する住民の教育に対するニーズについても、適切に把握する必要がある。このような教育ニーズと市民ニーズを的確にとらえ、義務教育に対するニーズとして公立小中学校の教育に反映させる必要がある。
- 市民の学校教育に求める力は多様化しており、大別すると「学力」と「人とかわる力」の2つを強く求めている。また、児童生徒は、授業の充実や快適な学校生活を学校に望んでいる。さらに、市民は、子ども一人一人の特性や能力を伸ばす教育が十分に行われていないと考えている。
- このため、すべての子どもたちに対し、一人一人の「よさ」を発見できる教育を展開するなど、今後の社会を心豊かでたくましく生き抜くための学力や社会性を確実に身に付け、義務教育のニーズに対応した学校教育の仕組みが必要である。

(3) 私立小中学校、県立中学校の特色化

- 私立小中学校や県立中学校においては、英語活動の推進や学力向上を目指した授業時数の増加などにより、特色ある教育活動を展開しており、このような教育活動に魅力を感じ、入学する子どもが増加している。
- このため、本市立小中学校においては、本市の実情を踏まえた特色ある教育活動の推進を図る学校の設置などにより、本市ならではの教育の特色化が求められる。

2 小中学校教育に係る現状と課題

(1) 学習に関する現状と課題

- 本市においては、少人数指導や指導助手を活用した習熟度別学習などを展開し、児童生徒に基礎的・基本的な学習内容を身に付けさせるとともに、学ぶ意欲や問題解決力の向上に努めてきた。
- しかしながら、平成18年度の学習内容定着度調査の結果では、小学校6年から中学1年の間の正答率が低下している。また、学習と生活のアンケートからは、この時期において、各教科の学習に対する意欲が低下する傾向が見られる。これは、制度的な側面からみると、進学に伴ういわゆる中1ギャップが要因であると考えられ、小学校入学に伴う小1ギャップなどとあわせて、異種学校間の連携を円滑にした教育内容や指導方法の開発が求められる。また、教育内容の質的量的変化に伴う小5ギャップに対応した教育内容や指導方法の改善も必要である。

【小1ギャップ】

保護者や幼稚園教諭、保育士と小学校教員の指導観との相違などから、入学までに身に付けるべき力の不整合が生じ、基本的生活習慣の未定着など小1プロブレムの誘因となる境目

【小5ギャップ】

小学5年は、教育内容が量的に増加するとともに、具体操作から形式操作が入るなどの質的な変化があり、これに加え二次性徴期などが重なり、子どもの資質・能力の伸長が著しい時期の境目

【中1ギャップ】

小学校から中学校における教育内容の質的量的変化に加え、部活動や交友関係への不安、指導方法への戸惑いにより、不適応を起ししやすい時期の境目

- このため、小中学校間の円滑な連携を図る一貫教育課程の編成や発達段階に応じた指導の徹底により、一層の基礎学力の定着を目指すとともに、学習に対する意欲を高める工夫が必要である。

(2) 豊かな心等に関する現状と課題

- 本市においては、全小中学校において「心を育む教育活動推進事業」を展開し、

教育内容の充実を図るとともに、奉仕活動や共同体験活動など、創意に満ちた体験活動を推進して、児童生徒の豊かな心の育成に努めてきた。

- しかしながら、中1におけるいじめや不登校などの急激な増加、さらに学年を追うごとのボランティアに対する意識や規範意識の低下など、憂慮すべき課題が顕在化している。
- このため、子どもの発達に応じた体験学習や道徳教育の充実などにより、社会性や規範意識をはじめとした豊かな心や人間性を育むことができる教育内容や指導方法の工夫が必要である。

(3) 健康・体力に関する現状と課題

- 本市においては、小中学校の「新体力テスト」の結果を活用した教育内容の重点化を図るとともに、体育の指導方法を工夫することで、全児童生徒の体力向上を図ってきた。
- しかしながら、平成4年度から比較して、全般的に体力の低下が見られ、中学校運動部に入部する生徒は減少傾向にある。
- 運動部に入部した生徒が増加する中学校1年生男子においては、肥満が解消する傾向にある。
- このため、健康、体力向上のための発達段階を考慮した指導体制の整備充実が必要である。

(4) 教員の資質向上に関する現状と課題

- 本市においては、小中学校教員に対する研修を独自に行うことで、資質向上を目指してきたが、人事権が県教育委員会にあるため、他市町への異動などにより継続的な人材育成が困難な状況である。
- このため、本市独自の学校教育の推進に寄与できる教員の採用と、採用後における教員の資質向上を目指した継続的な研修が必要である。

3 小中学校教育制度の現状と課題

(1) 6・3制

- 昭和22年の学制改革により、義務教育を小学校6年間、中学校3年間の計9年間とすることとあわせて導入された制度であり、子どもの発達段階に応じた適切な教育を、知育、徳育、体育の面から展開し、世界に誇れる高い学力を持つ日本人を育ててきた。しかし、食生活や社会環境の変化を背景とした子どもの身体における発達の早熟化や小中学校間における教育内容や指導方法の差に伴う課題により、中学校1年生において、学習意欲の低下や不登校、いじめの数の急増など、児童生徒の不適応が生じてきている。
- このようなことから、現在の6・3制のよさを生かしながらも、小中学校間の円滑な連携を図る教育の仕組みが必要である。

(2) 魅力ある学校づくり地域協議会（宇都宮版コミュニティースクール）

- 魅力ある学校づくり地域協議会は、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させるために導入した学校評議員制度の機能を充実させ、学校と家庭・地域が連携協力できる内容を協議し、それを実践する制度である。現在本市においては、本協議会を市内全小中学校に順次拡大し、地域の住民が、学校運営について協議するとともに、教科の学習支援や読書活動など学校における教育活動を支援して、「地域の学校」づくりを推進はもとより、学校施設を活用した地域・家庭の教育力向上を図るための企画・運営、地域における人づくりの展開などについて協議している。
- 今後、本市全体が共通に展開する学校教育の方針・取組等を踏まえながら、各地域において、本協議会を活用した当該地域ならではの魅力ある学校づくりをより一層推進する必要がある。

(3) 通学区域制度

- 学校ごとに通学区域が定められ、小学校及び中学校に入学する者は居住地の学区に就学する制度である。学校教育については、適正な規模の中で同年齢や異年齢集団活動を通して、社会性を培う重要な役割をもっていることから、宇都宮市においては、学校規模適正化の視点から、学区の弾力化や特認校制を一部導入している。
- この学区の弾力化や特認校制度の一部導入により、小規模特認校2校では、学校の特色に魅力を感じ入学を希望する保護者・児童が増加しているが、隣接する学区において、大規模校から小規模校に転入を可能とするなどの隣接校との弾力化は、十分に機能していない状況である。

- このようなことから、地域に根ざした学校教育を基本にしながら、学校教育に特色をもたせ、保護者の教育理念や児童生徒のよさの伸長の観点から学校に通学できる通学区域制度、特認校制度の研究が必要である。

(4) 認定就学拠点校制

- 認定就学拠点校は、障がいのある児童生徒が充実した教育が受けられる学校であり、宇都宮市においては、市内中央と東西南北の5ブロックに分けて拠点校を整備し、平成16年度から本制度を導入している。このため、指導者や施設面において認定就学にあたっての運用基準に合った拠点校を指導者や施設面において整備する必要がある。
- この制度により、指導者や施設面で充実した拠点校において、子どもに応じた適切な教育が展開されており、大きな教育効果が上がり、健常者との交流教育により、社会性の育成に大きな成果をあげている。一方、特別支援を推進する学校が学区内にないため、保護者の送迎の負担が大きいことが課題である。
- このようなことから、認定就学の対象児童生徒も、学区または近隣の学校に就学できるよう、受け入れ体制の整備をすることが必要である。また、特別支援教育の質の向上を目指し、本市の実態にあった先駆的な研究を進め、その研究成果を市内各学校に反映できる学校の設置が必要である。

(5) 研究開発校制度

- 本市の実態に応じた先駆的な研究を進める制度であり、国の特区認定を受け、平成17年度から「総合的な学習の時間」における週1時間を、日本語による「ことばの時間」と英語による「英会話の時間」により、総合的なコミュニケーション能力の育成めざした「会話科」として研究を進めている。この制度を活用した城山西小、清原北小の保護者のほとんどが会話科の効果を高く評価しているが、その成果を全市的に反映していく必要がある。
- 今後は、本市の実態にあった先駆的な研究を進める新たな研究開発校の指定や小規模特認校などの研究機能をもった学校の設置などについて検討する必要がある。

○資料

- 1 学校教育制度に関する懇談会委員名簿（平成18年8月～平成19年5月）
- 2 学校教育制度に関する懇談会委員名簿（平成19年6月～平成19年12月）
- 3 学校教育制度に関する懇談会の検討経過

1 学校教育制度に関する懇談会委員名簿（平成18年8月～平成19年5月）

◎は会長 ○は副会長

氏名	団体・役職名
◎ 太田 周	宇都宮大学 名誉教授 放送大学 栃木学習センター所長
神長 美津子	東京成徳大学 助教授
中村 正之	常磐大学 教授
小林 真理子	国際医療福祉大学総合教育センター 講師
麦倉 仁巳	障害者福祉会連合会 会長
菊池 昌彦	下野新聞社 報道センター 政経部 報道センター長兼部長兼論説委員
大矢 裕啓	宇都宮市 PTA 連合会 会長
塚田 栄一	宇都宮市子ども会連合会 会長
靄時 邦博	宇都宮市自治会連合会 副会長
鈴木 隆之	宇都宮商工会議所 議員
内海 辰雄	(社) 清原工業団地総合管理協会 理事長
林 明夫	開倫塾 塾長
石嶋 勇	宇都宮地区幼稚園連合会 会長
小林 修一	小学校長会代表（緑が丘小学校長）
山市 隆	中学校長会代表（一条中学校長）
古沢 利通	栃木県立宇都宮東高等学校 校長
○ 南木 清一	市議会議員
山本 正人	市議会議員
野田 まさ子	公募委員
田代 美津子	公募委員

2 学校教育制度に関する懇談会委員名簿（平成 19 年 6 月～平成 19 年 12 月）

◎は会長 ○は副会長

氏名	団体・役職名
◎ 太田 周	宇都宮大学 名誉教授 放送大学 栃木学習センター所長
神長 美津子	東京成徳大学 准教授
中村 正之	常磐大学 教授
小林 真理子	国際医療福祉大学総合教育センター准教授
麦倉 仁巳	障害者福祉会連合会 会長
菊池 昌彦	下野新聞社 総合メディア局局长
若度 哲久	宇都宮市 PTA 連合会 会長
塚田 栄一	宇都宮市子ども会連合会 会長
靄蒔 邦博	宇都宮市自治会連合会 副会長
鈴木 隆之	宇都宮商工会議所 議員
森本 眞司	(社) 清原工業団地総合管理協会 理事長
林 明夫	開倫塾 塾長
石嶋 勇	宇都宮地区幼稚園連合会 会長
津野田 誠一	小学校長会代表（清原北小学校長）
山市 隆	中学校長会代表（一条中学校長）
古沢 利通	栃木県立宇都宮東高等学校 校長
○ 渡辺 道仁	市議会議員
藤井 弘一	市議会議員
野田 まさ子	公募委員
田代 美津子	公募委員

3 学校教育制度に関する懇談会の検討経過

回数	開催日	検討事項等
第1回	平成18年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会長、副会長の選出 ○ 本市小中学校教育制度に係る現状と課題
第2回	平成18年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市小中学校教育の目標(1) ○ 本市学校教育制度の見直しの基本的な考え方(1)
第3回	平成19年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市小中学校教育の目標(2) ○ 本市学校教育制度の見直しの基本的な考え方(2) ○ 全小中学校を対象とした教育制度の見直し(1) 【小中一貫教育制度】 ○ 子どもの「よさ」の伸長を目指す学校教育制度の見直し(1) 【特定機能をもつ学校の配置】
第4回	平成19年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市小中学校教育の目標(3) ○ 本市学校教育制度の見直しの基本的な考え方(3) ○ 全小中学校を対象とした教育制度の見直し(2) 【小中一貫教育制度】 ○ 義務教育のニーズに応じ、子どもの「よさ」の伸長を目指す学校教育制度の見直し(2) 【特定機能をもつ学校の配置】
第5回	平成19年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市小中学校教育の目標(4) ○ 本市学校教育制度の見直しの基本的な考え方(4) ○ 全小中学校を対象とした教育制度の見直し(3) 【小中一貫教育制度】 ○ 本市の学校教育の水準向上を目指す先駆的研究の推進(1) 【研究開発モデル校の設置】
第6回	平成19年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の学校教育の水準向上を目指す先駆的研究の推進(2) 【宮未来フロンティア制度】 ○ 学校教育制度の推進にあたって
第7回	平成19年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提言(案)について
第8回	平成19年12月3,4日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提言について